

## 条件付一般競争入札（事後審査方式）執行書

名 称	市道中鶴間・木ノ下線外維持補修工事（ゼロ市債）		
場 所	三沢市大字三沢字前平外 地内	工 事 の 種 類	土木一式
工 事 概 要	○市道中鶴間・木ノ下線 A=1,300㎡ (L=170m W=7.7m) 切削オーバーレイ工 ○市道127号線 A=459㎡ (L=127m W=3.5~3.7m) 舗装工、側溝工 ○市道 姉沼・淋代平線 A=420㎡ (L=70m W=6.0m) 舗装工		
入札及び開札（見積提出）	令和7年3月5日 9:30	契 約 日	令和7年3月7日
工 期（期間）	令和7年3月8日 から 令和7年8月29日 まで		
予 定 価 格	24,720,000 円 (消費税及び地方消費税の額を除く)		
低入札価格調査制度 無	最低制限価格 有	入札保証金 無	契約保証金 有 (契約額の1/10以上の額)
入 札 業 者 (見積提出業者)	入札書記載金額（円）	落札候補者	備 考
	第 1 回	順 位	
(株)小坂工務店	24,620,000		
(有)今野土木	24,400,000		
(有)三福工務店	24,300,000		
(有)新光工業	24,550,000		
(有)菅原土木工業所	24,650,000		
(株)青北建設	24,600,000		
(有)中村建設	24,500,000		
(株)中屋敷建設	24,220,000	2	
(有)浜田工業	23,500,000	1	
(有)睦建設	24,700,000		
落札決定年月日	令和7年3月6日		
備考			

※ 契約金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）である。

## 条件付一般競争入札（事後審査方式）執行書

名 称	市道堀口・木崎野線外改良舗装工事（ゼロ市債）		
場 所	三沢市大字三沢字南山外 地内	工 事 の 種 類	舗 装
工 事 概 要	・市道堀口・木崎野線外 舗装工一式 ・花園町地区 防塵処理工一式		
入札及び開札（見積提出）	令和7年3月5日 9:45	契 約 日	令和7年3月7日
工 期（期間）	令和7年3月8日 から 令和7年8月29日 まで		
予 定 価 格	17,280,000 円 （消費税及び地方消費税の額を除く）		
低入札価格調査制度 無	最低制限価格 有	入札保証金 無	契約保証金 有 (契約額の1/10以上の額)
入 札 業 者 (見積提出業者)	入札書記載金額（円）	落札候補者	備 考
	第 1 回	順 位	
(株)コウナン	17,280,000		
(有)小比類巻建設	17,260,000		
(株)小巻建設	16,900,000	2	
(有)坂本興業	16,800,000	1	
鈴木建設工業（株）	17,150,000		
(有)中村整地興業	17,200,000		
古舘建設工業（株）	17,000,000		
(有)北商	17,250,000		
落札決定年月日	令和7年3月6日		
備考			

※ 契約金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）である。

## 条件付一般競争入札（事後審査方式）執行書

名 称	市道等維持修繕その1（ゼロ市債）		
場 所	三沢市岡三沢二丁目外 地内	工 事 の 種 類	土木一式
工 事 概 要	・市道岡三沢・下田線 A=183㎡舗装工 ・古間木地区行政財産道路 A=198㎡舗装工 ・春日台地区法定外道路 A=65㎡舗装工		
入札及び開札（見積提出）	令和7年3月5日 9:55	契 約 日	令和7年3月7日
工 期（期間）	令和7年3月8日 から 令和7年8月29日 まで		
予 定 価 格	6,800,000 円 （消費税及び地方消費税の額を除く）		
低入札価格調査制度 無	最低制限価格 有	入札保証金 無	契約保証金 有 （契約額の1/10以上の額）
入 札 業 者 （見積提出業者）	入札書記載金額（円）	落札候補者	備 考
	第 1 回	順 位	
(株)コウナン	6,800,000		
(有)小比類巻建設	6,700,000	2	入札者心得書第9条に基づきくじで決定した。
(株)小巻建設	6,460,000	1	
(有)坂本興業	6,750,000		
鈴木建設工業（株）	6,750,000		
(有)中村整地興業	6,730,000		
古舘建設工業（株）	6,700,000		
(有)北商	6,770,000		
落札決定年月日	令和7年3月6日		
備考			

※ 契約金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）である。

